

金魚水槽設置・管理業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 実施要領の主旨

この実施要領は、金魚水槽設置・管理業務(以下「本事業」という。)を委託する事業者を公募型企画提案方式(プロポーザル)により選定する手続きについて、必要な事項を定めるものである。

2 本事業実施の目的と背景

江戸川区(以下、「区」という。)は、区特産の金魚の文化を次世代に継承する取り組みを展開している。この取り組みの中で、「金魚のまち江戸川区」の認知度向上及び、金魚に親しむ地域性を育むことを目的として本事業を実施し、区施設に金魚の水槽を常設展示することで、多くの区民及び来訪者に、金魚を鑑賞する機会を提供する。

また、区は障害者の就労機会の充実を図る取り組みを展開しており、本事業においては、障害者の就労により業務を行うことを想定している。

そのため本事業は、【A】と【B】との共同事業体による参加を要件とする。

【A】:金魚の水槽を設置し、常設展示の管理を行う事業分野において、高い専門性と豊富な知識及び経験を有する事業者(以下、「事業者」という。)

【B】:障害者の就労機会の充実に資する取り組みにおいて実績と意欲のある区内の就労継続支援事業所等※(以下、「福祉事業所」という。)

なお、区は将来的に、選定された福祉事業所が自主事業として本事業を遂行できる状態を期待している。

事業者には、本事業を福祉事業所と遂行する過程において、水槽設置・管理業務実施に要するノウハウを福祉事業所と共有できるよう支援し、概ね3年で本事業の全部または主要な部分を福祉事業所が遂行できる状態の実現を目指して本事業に参加することを求める。

※「就労継続支援事業所(A型)」、または障害者や就労困難者を概ね8割以上雇用している事業所

3 業務概要

(1) 件名

金魚水槽設置・管理業務委託

(2) 履行期間

業務委託契約締結日から令和8年3月31日まで。

その後、業務の遂行状況について特段の問題がないと認められる場合には、令和9年度末まで単年度毎の随意契約を行う可能性がある。

(3) 事業内容

仕様書(案)及び、選定された事業者の企画提案を踏まえ、区と共同事業体と協議の上、決定した内容を業務委託する。

(4) 契約概算額(上限額)

5,276,700 円(消費税相当額を含む)

4 参加資格

- (1) 事業者(金魚の水槽を設置し、常設展示の管理を行う事業分野において、高い専門性と豊富な知識及び経験を有する事業者)と就労継続支援事業所等との共同事業体であること。
ただし、共同事業体の構成する事業者及び福祉事業所は最大3社までとする。
- (2) 本プロポーザルに参加する他の共同事業体の構成員でないこと。
- (3) 共同事業体を構成する代表企業及び福祉事業所は法人格を有すること。
- (4) 共同事業体を構成する事業者は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定(一般競争入札の参加の資格)のいずれにも該当しないこと。
- (5) 本事業で就労する障害者と雇用契約を締結した上で、東京都の最低賃金以上の賃金を支払うこと。
また、共同事業体を構成する各事業者は、労働関係法令を遵守している事業者であること。
- (6) 共同事業体を構成する各事業者は、江戸川区競争入札参加者資格等に関する規定に基づく、指名停止の措置を受けていないこと。
- (7) 共同事業体を構成する各事業者は、会社更生法に基づく更正手続き開始の申し立て又は、民事再生法に基づく更正手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (8) 共同事業体を構成する事業者は、前年度の法人住民税及び法人事業税を完納していること。
- (9) 共同事業体を構成する事業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号又は、第2条第6号の規定に該当しないこと及び江戸川区契約における暴力団等排除措置要綱(平成23年10月1日施行)別表の各号に掲げる措置要件に該当していないこと。

5 プロポーザル及び事業開始までのスケジュール(予定)

(1) 参加手続き

- | | |
|---------------|------------------------------|
| ① 実施要領の公表 | 8月1日(金) |
| ② 参加申込書の提出 | 8月1日(金)～8月29日(金)
午後5時(必着) |
| ③ 質問書の受付 | 8月1日(金)～8月22日(金)
正午(必着) |
| ④ 質問書に対する回答 | 8月27日(水) |
| ⑤ 企画提案書類の提出期限 | 9月1日(月) 午後5時(必着) |

(2) 審査

- | | |
|---------------------|-----------------|
| ① 一次審査(書類審査) | 9月1日(月)～9月5日(金) |
| ② 一次審査の結果通知 | 9月5日(金) |
| ③ 最終審査(プレゼンテーション審査) | 9月11日(木) |
| ④ 最終審査結果の通知および公表 | 9月11日(木) |

(3) 審査終了後、事業開始まで

- | | |
|--------------------------|-------|
| ① 区及び選定した共同事業体による契約内容の協議 | 9月下旬 |
| ② 契約締結 | 10月上旬 |
| ③ 事業開始準備 | 10月中旬 |
| ④ 事業開始 | 10月下旬 |

※ただし、区及び選定した共同事業体で協議した結果、契約内容について合意できない場合は、契約を行わないこともある。

6 参加手続き

(1) 参加申込書の提出

参加申込書(様式1)に必要事項を記入し、送付すること。

① 提出方法

事務局へ電子メール(添付ファイル)により提出すること。電子メール以外は不可とする。電子メールのタイトルは「プロポーザル参加表明書(社名)」とすること。

また、受理後に事務局から確認のメールを送付する。

② 提出期限

8月29日(金)午後5時(必着)

(2) 実施要領に関する質問書の提出

本実施要領に質問がある場合は、質問書(様式2)に所要の事項を記入し、送付すること。

① 提出方法

事務局へ電子メール(添付ファイル)により提出すること。電子メール以外は不可とする。

電子メールのタイトルは「プロポーザル質問書(社名)」とすること。

また、受理後に事務局から確認のメールを送付する。

② 提出期限

8月22日(金)正午(必着)

③ 質問に対する回答

すべての質問者に電子メール(添付ファイル)により回答を送付する。また、区ホームページにも掲載する。

ただし、質問のあった社名、担当者名等は非公表とする(辞退された場合は送付対象から除く)。

同じ趣旨の質問が複数あった場合はまとめて回答する。また、内容が不明瞭な質問には回答しない場合がある。

(3) 企画提案書類の提出

参加申込書提出後の企画提案書類の提出は次のとおり。

① 提出方法

提出期限までに、持参または郵送により、担当窓口まで提出すること。持参の場合は土、日、祝日を除く開庁時間(午前8時30分～午後5時)とし、郵送の場合は提出期限必着とする。また別途、本実施要領で指定した企画提案様式及び企画提案書は電子メール(添付ファイル)でも提出すること。電子メールを送信する際のタイトルは「プロポーザル企画提案書類(社名)」とすること。

② 提出期限

9月1日(月)午後5時(必着)

③ 提出書類

以下(ア)から(ク)を一式揃えて提出すること。

また公平・公正な審査を確保するため、匿名審査とする。そのため、書類(ク)には社名、担当者名、会社ロゴ等を記載しないこと。その他の書類については、審査時には事務局において、社名担当者名等を伏せる処理(黒塗り等)を行う。

全ての書類の文字サイズは、11ポイント以上とし、読み取りやすいようにすること。

書類(ア)から(ウ)及び(オ)は、共同事業体を構成する全ての事業者が提出すること。

	提出書類	提出部数
(ア)	会社概要説明書(企画提案様式1)及び 法人登記事項証明書の写し	1部
(イ)	納税証明書の写し (未納の税額がなく滞納処分を受けてないことの証明) ・提出日前3ヶ月以内に発行されたものを提出すること	1部
(ウ)	直近3年分の決算書 ・損益計算書及び貸借対照表を提出すること(内訳明細書は不要)	1部
(エ)	実施体制調書(企画提案様式2)	1部
(オ)	業務実績調書(企画提案様式3)	1部
(カ)	役割分担計画調書(企画提案様式4)	1部
(キ)	経費見積書(企画提案様式5)及び内訳書(様式指定なし)	1部
(ク)	企画提案書(指定様式なし・A4版横片面印刷) 【企画提案書の構成】 1. 水槽の設置及び管理の方法 2. 業務品質の管理方法 3. 生体の取り扱い方についての考え方 4. 業務における課題抽出及び独自提案 5. 水槽設置計画(3か年) 2年目、3年目については、見積り概算額を示すこと ・表紙を含め上記の構成で10 ページ以内にまとめること。 ・履行期間及び契約額の範囲において、実現可能な水槽設置数と設置する区施設の候補を、「5. 水槽設置計画」の中で提案すること。	7部

④ 辞退について

応募申請書類の提出期限の締切りまでは提出の有無にかかわらず、辞退をすることができる。辞退に関する届出の様式は自由とする。また、応募申請書類の提出期限の締切り日時までに提出が無かった場合、辞退とみなす。なお、辞退までに提出された書類及び電子データ類に関しては返却しない。

⑤ 留意事項

- (ア) 提出書類は、審査等を行うために必要に応じて複製等を行うことがある。
- (イ) 本応募に要する費用及び提出書類作成に要する費用は、全額参加申込者の負担とする。
- (ウ) 本応募に係る提出書類等の返却は、理由を問わず一切行わない。
- (エ) 本応募に係る提出書類に虚偽の記載があった者は失格及び契約破棄対象とする。
- (オ) 本応募に際して提供した区の資料・情報等は、本応募への検討以外の目的における使用及び第三者への提供を禁ずる。

7 審査に関する事項

(1) 選定委員会の設置

次に掲げる5人の委員で構成する選定委員会を設置し、企画提案内容を審査する

役職	所属
委員長	産業経済部長
委員	経営企画部企画課長
委員	SDGs推進部広報課長
委員	福祉部障害者福祉課長
委員	教育委員会事務局教育推進課長

(2) 審査基準

選定委員会は次の審査基準に則り審査する。選定委員の評価点の平均点を算出し、60 点以上を得た者を候補者として選定する。60 点を下回る場合は候補者を選定しないものとする。

審査項目	着眼点	審査対象書類等	配点
本事業実施の背景の理解度	区が本事業を実施する目的と背景を深く理解し、実現に向けた提案となっているか。	企画提案様式4 企画提案書	30
事業実績・経験、業務遂行能力	本業務の目的を達成するために必要な専門性を有しているか。	企画提案様式1 企画提案様式3 企画提案書 決算書	30
事業実施体制	本業務の目的を達成するために必要な人員や体制を有しており、その確保方法が具体的であるか。	企画提案様式2	20
業務経費	提案内容に見合う経費となっているか	企画提案様式5	10
独自提案	独創性のある提案により、本業務をより効果的に実施するための内容となっているか。	提出書類全般	10
合計			100

(3) 審査方法

① 一次審査(書類審査)

評価結果が上位の事業者を最終審査の対象とする。審査結果は、令和7年9月5日(金)に電子メールにて全応募者に通知する。

② 最終審査(プレゼンテーション審査)

一次審査を通過した事業者に対し、令和7年9月11日(木)に最終審査を行う。

最終審査を行った事業者の中から、最優秀者1社と次点者の1社を選定する。

③ 最終審査結果の通知及び公表

最終審査の審査結果は、区ホームページにて公表する。また、最終審査対象者全員に郵送にて通知する。

(4) 契約に係る協議について

区は、最優秀者の事業者と、本事業における契約締結に必要な仕様等について協議を行う。

ただし、委託業務の実施に関して企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、企画提案の内容をもとに業務の履行に必要な具体的な条件などの協議を行い、調整が整った場合に随意契約の手続きを行うものとする。

なお、協議が不調の場合には、最終審査の次点者と別途協議を行うものとする。

(5) その他

① 審査にあたっては、事前に企画提案内容の確認を行うことがある。

② 最終審査のプレゼンテーションの際、追加資料の配付は不可とする。

③ 提出された企画提案に関する書類は公表しない。

④ 審査内容については公表しない。また、審査内容及び審査結果についての異議申立ては認めない。

⑤ 参加申込者が本プロポーザルについて、選定委員会委員、特別職を含む区職員(本要領に記載する選定委員会事務局への手続き等に関するものを除く)に直接または間接を問わず接触を求めた場合は失格とする。

8 書類提出先及び問い合わせ先(選定委員会事務局)

江戸川区産業経済部産業振興課伝統産業係

住 所 : 〒132-8501 江戸川区中央 1-4-1 本庁舎西棟 1 階 2 番

担 当 : 村山

電 話 : 03-5662-3462(直通)

電子メール: 1915150@city.edogawa.tokyo.jp